

令和元年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第5回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和元年12月13日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年 12 月 定例会 (第 5 回)

第 3 回継続会

本会議 会議録

令和元年 12 月 13 日

水 卷 町 議 会

令和元年 第 5 回水巻町議会 第 3 回継続会 会議録

令和元年 12 月 13 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 5 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、公明党。松野議員。

12 番（松野俊子）

公明党を代表いたしまして、冒頭に質問させていただきます。12 番、松野です。

まず 1 番、「働き方改革とプール授業」について。

文部科学省が行なった 2016 年度の勤務実態調査で、時間外勤務が「過労死ライン」とされる月 80 時間を超える公立学校の教員が、小学校でおよそ 3 割、中学校でおよそ 6 割に上りました。答申では「経験の浅い若い教員が多くなった」、「小中学校の総授業時間数が増えた」、「部活動の指導時間の増加」を学校の構造的な要因としてあげました。そして平成 31 年 1 月、中央教育審議会は規定がなかった時間外勤務を原則月 45 時間、年 360 時間以内としました。業務の大幅削減は不可欠で、そのために必要なことが業務の仕分けです。現在教員が担っている業務を「教員の業務だが負担軽減が可能なもの」、「必ずしも教員が担う必要がないもの」、「学校以外が担うべきもの」に分類しました。教員の働き方改革を進めることは教員のためだけでなく、教えを受ける児童生徒のためでもあります。校務の負担軽減に向けての取り組みについて町の見解をお尋ねします。

町内の学校の施設やプールも設置からかなりの年数が経過していて、老朽化による施設の維持管理や改修費用が課題となっているのではないのでしょうか。プールを使用するのは夏だけです。県内にプール授業を民間委託している自治体があります。町内には民間のスイミングスクールがあります。授業を委託することで、学校のプールを管理する教員の負担軽減や専門的な技術指導が受けられる、プール使用時の安全性の確保といった利点があると思います。また、屋内なので天候に左右されることなく、授業を計画的に進められることもあります。

プール授業の民間委託について町の見解をお伺いします。

次、「庁舎内及び駐車場の整備」について。

- (1) 役場での相談や手続きは、各課の窓口のカウンターで行なわれます。カウンターは仕切りがなく、相談ブースもないので、となりや周囲に声が聞こえる状況です。周りに気を使いながらの相談も多いのではないのでしょうか。個人情報の観点から十分な配慮が必要と考えます。銀行でもカウンター越しの対応から相談ブースを設置し、個人対応をすることで

が増えています。そしてフロアでは案内係、マネージャー的な人が声をかけてくれます。役場もプライバシーに配慮した対応が必要ではないですか。町の見解をお伺いします。

(2) 役場玄関を入ると正面に大きな案内板が設置されています。いいものがありますが、案内板だけではカバーしきれない所があるように思います。相談や手続きでどの窓口へ行けばいいのかわからないなど、住民課の窓口で尋ねる人が多いと聞きます。高齢者や障がい者、乳幼児連れ、外国人の方、町外から来られた方などに親切丁寧な対応が望まれます。言葉や会話で効率よくスムーズに手続き等ができることも大切です。1階フロアに受付案内所が必要ではないかと考えます。町の見解をお伺いします。

(3) 中央公民館では、毎年、文化祭や成人式など様々なイベントが開催されています。ここは緊急避難場所としても利用されます。多くの人が集まれば、時には、常設の駐車場では足りない事があります。第二駐車場と中央公民館の間は植樹及びベンチスペースですが、駐車場の増設ができないでしょうか。また第四、第五駐車場は職員駐車場ですが、日祭日のイベント等には利用できる第五駐車場は起伏と段差があり危ないと感じます。役場の駐車場の整備が必要と考えますが、町の見解をお伺いします。

次に、「幼児教育・保育の無償化」について。

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートしました。保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設に通っている全ての3歳、4歳、5歳児の保育料は無償となりました。

幼児教育の無償化は子育て世代の長年の悲願であります。またこの事業の実施主体が町であり、円滑な実施が期待される所です。そこで質問いたします。

(1) 新たな制度の下で特に変化したのはどんな事ですか。

(2) 園や保護者の方々の混乱はありませんでしたか。

(3) 認可保育所と認可外保育所では、保護者は、無償化の手続きが異なりますか。

(4) 今後、現場の声、課題を吸い上げていく必要があると思われませんが、この点についてどのようにお考えですか。

最後、災害発生時における避難所運営について。

令和元年11月9日から12日の間、仙台市内で「第2回防災フォーラム」が開催され、40を超える国と地域から、約900人が参加しました。これはスイスの防災ダボス会議と連携し、国内外から産・官・学・民の防災関係者が集まる国際会議で本年は特に水害対策の必要性が強調されました。我が国では、本年の台風15号・19号の影響により全国各地に大規模な暴風・豪雨災害の被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の推進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、さらに、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっています。

そこでお尋ねします。

(1) 内閣府が公表している「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」には「市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引き（マニュアル）の整備が必要である」となっていますが、近年の災害多発の

状況に対し、本町で避難所運営マニュアルの整備の予定はありますか。

(2)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」には「地域住民も参加する訓練を実施すること」となっていますが、避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施の予定はありますか。

(3)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」によると避難所運営等の基本方針について、「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体等の派遣調整等をする『避難所支援班』を組織し」とありますが、本町では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるか町の考えをお聞かせください。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめの、「働き方改革とプール授業」について、のご質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

まず、庁舎内及び駐車場の整備について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、庁舎のカウンターに仕切りがなく、相談ブースもないが、プライバシーに配慮した対応が必要ではないですか、とのお尋ねですが、平成30年度の事務機構改革の際に、1階全カウンターの仕切りと相談ブースを設置する方向で検討を進めておりました。しかし、大幅な改修を行うためには見積額が非常に高額であったことから設置を見送ることとなりました。

現在は、福祉課を中心に必要な窓口のみ簡易的な仕切りを設置し、特に配慮が必要な場合は個別に会議室を利用するなどの対応をしております。

ご質問のとおり、窓口における個人情報保護やプライバシーへの配慮には十分な対応が必要であると思いますので、他の先進的な自治体の事例も参考に、可能な範囲で本町の庁舎にあった相談窓口の環境整備を進めていきたいと考えております。

次に2点目の、1階フロアに受付案内所が必要ではないかと考えます。町の見解をお伺いします、とのお尋ねですが、ご質問にもあるように、役場にお越しになられる住民の方や事業者の方は、庁舎内のどの部署に行けばよいのかわからないことも多いと思われま。

そのため、総合的な受付窓口の設置につきましては、数年に一度実施しております事務機構改革の協議の中で、これまでも職員間で検討を行なって参りました。検討の中では、受付に職員を配置する方法のほか、専門業者へ委託する方法なども議論されましたが、職員の増員の必要性や財政的な負担が伴うことから、実現には至りませんでした。

その一方で、これまでも、住民課や税務課といった窓口業務に携わる職員はもちろん、お困りの方に出会った職員は積極的にお声掛けをし、適切な窓口へのご案内をしておりますが、今回、ご指摘を頂きましたので、改めて、職員への啓発を行いたいと考えます。

また、高齢者や障がい者、乳幼児をお連れの方々の方が庁舎内を利用しやすくなるよう、貸出用

の車いすやベビーカーを役場玄関の入ってすぐのところに、できる限りすぐにお使いいただけるように設置しており、お困りの様子であれば、職員のほうからお声掛けをさせていただいております。

さらに、日本語が不自由な外国の方への対応につきましては、令和元年7月31日に福岡県が開設しました、福岡県外国人相談センターを活用することで、きめ細やかな対応を行なっているところです。このセンターでは、日本語のほか海外18カ国の言語に対応しており、各市町村での出張相談会も開催されていますので、窓口での通訳のほかに、専門的な相談窓口が必要な場合は、適宜ご紹介を行なって参ります。

このほか、あらかじめ外国人の方が窓口にお越しになるとの情報が事前に得られた際には、水巻町国際交流協会に通訳のできる方をご紹介いただき対応を行なった事例もございます。

これらのことから、現時点において来庁してお困りになっている方への対応については、職員からの積極的かつ親切な対応を推進し、きめ細やかな対応を行なっていくことで、来庁者の方が利用しやすい行政サービスを提供していきたいと考えております。そのため、受付案内所については、次回の事務機構改革の際に、あらためて設置の是非について検討して参りたいと考えております。

最後に3点目の、庁舎駐車場の整備についてのお尋ねのうち、中央公民館前の植樹及びベンチスペースに駐車場の増設ができませんか、とのお尋ねですが、町としても近年の駐車場不足の状況に課題があると感じているため、令和元年10月から職員による駐車場検討委員会を設置し、駐車場不足への対策や今後の庁舎駐車場のあり方について検討しております。

この中で中央公民館前の植樹及びベンチスペースの駐車場化についても対策案として挙げられているため、その他の対策案も含めて総合的に検討し、令和2年5月を目途に結論を出したいと考えております。結論として何らかの工事が必要な場合は、令和2年度の中期財政計画の中で検討したいと考えております。

また、第五駐車場の起伏と段差についてですが、第五駐車場の地下には建物の基礎が残っている部分があり、その周りの地盤が沈下することで起伏や段差が生じています。これまで、応急的に段差を緩やかにする工事を行なってきましたが、根本的な解決には基礎を撤去する工事が必要です。工事には概算で1千万円程度の工事費と約1カ月の工事期間が必要となるため、財政状況等を考慮し、今後の対応を検討したいと考えております。

次に、幼児教育・保育の無償化について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、新たな制度の下で特に変化したのはどんな事ですか、とのお尋ねですが、幼児教育・保育の無償化につきましては、すべての子どもたちに質の高い幼児教育を保証することを目指し、令和元年10月に消費税率の引き上げによる財源を活用して開始されました。

この制度で大きく変わった点ですが、現行の子ども・子育て支援新制度において、新制度へ移行している保育所、幼稚園、認定こども園などに通う子どもの保護者に対する給付として、「子どものための教育・保育給付」を行なっております。今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで給付の対象となっていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、預かり保育などを利用する子どもの保護者に対しても新たな給付制度として、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。これにより、保育所、幼稚園、認定こども園に通う3歳から5歳まで

のすべての子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されました。また、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園の預かり保育などにおいても、利用料が上限額の範囲内で無償化の対象となったものです。

次に2点目の、園や保護者の方々の混乱はありませんでしたか、とのお尋ねですが、10月からの制度開始に向けては、関係施設の理解と協力が不可欠であるため、制度開始前の7月に町内にある関係施設を担当課職員が個別に訪問し、制度の概要をはじめ、新たに必要となる事務手続きなどについて丁寧な説明を行なってまいりました。また、保護者へは、町の広報紙、ホームページを通じて制度のお知らせをするほか、在園している施設を通して個別に案内チラシを配布するなどし、周知を徹底してまいりました。その効果もあり、大きな混乱もなく10月1日の制度開始を迎えることができました。

次に3点目の、認可保育所と認可外保育所では、保護者は、無償化の手続きが異なりますか、とのお尋ねですが、認可外保育施設や新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育などについては、保育料の上限額が設定されております。

保育料の無償化に関して、国は、保育料等を保護者が一旦負担し、後から償還する「償還払い」による無償化を基本的な方法と示しております。しかしながら、本町では、可能な限り施設や保護者の負担を軽減するという観点から、町内にある幼稚園や認定こども園での預かり保育の利用料については、保護者が一時的に利用料を負担することなく、毎月、町が施設へ支払う運営費等に預かり保育の利用料分を上乗せして支払い、施設が直接受領する「代理受領」の方法を取ることといたしました。これにより、施設は利用料の領収書の発行事務が不要となり、保護者は手続きをすることなく利用料が無償になっております。

しかしながら、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設などは、これまで町から運営費等の支払いを行なった実績がないため、制度開始時については、混乱を避けるため、これらの施設に通う子どもの保護者については、国が基本的な方法として示した償還払いを行うこととしております。

なお、償還払いにつきましては、3か月ごとに年4回に分けてお支払いすることとしておりますので、令和元年10月から12月までの3か月分を令和2年1月に保護者から手続きをしていただく予定です。

最後に、4点目の、今後、現場の声、課題を吸い上げていく必要があると思われませんが、この点についてどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、制度が始まって2か月が経過しましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、行政も保育所や幼稚園などの施設も新たな事務作業等が発生し、その業務量も増えてまいりました。

施設や保護者にできるだけ負担をかけず、かつ効率よく事業を遂行していけるように今後も引き続き、各施設との連携を図っていかなければならないと考えています。具体的には、定期的開催している施設長会議でご意見をいただくとともに、窓口に行き来された保護者への聞き取りなどを行い、今後必要があれば運用の見直しを行いながら、制度の充実に努めてまいります。

次に、災害発生時における避難所運営について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、近年の災害多発の状況に対し、本町で避難所運営マニュアルの整備の予定は

ありますか、とのお尋ねですが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、避難所で生活した被災者の心身機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られました。

また、多くの高齢者や障がい者、妊産婦等が被災しましたが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係などから、自宅での生活を選択する被災者がいたことなど、様々な課題が浮き彫りになったことを受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されました。

この改正では、避難所における生活環境の整備等に関する内容と避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮に関する内容が規定されました。

ご質問にあります「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」は、この改正を受け、市町村が避難所における良好な生活環境の確保等に努めるための取り組みに関して参考となるよう平成 25 年 8 月に策定されたものですが、本町では平成 25 年度末に避難所運営マニュアルを作成しております。

このマニュアルには、避難所の開設から避難所の閉鎖までの運営に関する基本的な流れをチェックリスト化し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」にあるような市町村の避難所関係職員以外の者でも、避難所を立ち上げることができるようなマニュアルとなっています。

次に 2 点目の、避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施の予定はありますか、とのお尋ねですが、先ほどご説明したとおり、本マニュアルには避難所の運営に関する基本的な流れをはじめ、地域住民主体の運営を目指すことや高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難所づくりに関する基本方針なども記されており、現行の避難所運営にもおおむね対応できるような内容となっております。

しかしながら、平成 28 年 4 月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が改訂され、さらにこの指針に基づく「避難所運営ガイドライン」が策定されたため、これらの指針やガイドラインに対応する細かい修正が行なえていない状況です。

本町では、今年度、町の防災活動の実施に関する計画である地域防災計画を改訂予定であり、改訂した計画に基づき、避難所運営マニュアルも内閣府の改訂された指針やガイドライン、そして近年の災害で課題となった内容を盛り込んだものに改訂する予定としております。

お尋ねの避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営訓練実施の重要性は十分理解しておりますが、まずは、マニュアルの改訂を行なったのち、避難所の運営主体となります自治会等を主体とした地域住民の皆様と実施について協議してまいりたいと考えております。

近年の避難所運営に関連する訓練といたしましては、今年度福岡県が地域防災のリーダー役を担う人材養成を目的に、自主防災組織の役員向けの研修会を実施しております。このなかで避難所運営ゲームいわゆる HUG の演習と検証を行なっております。本研修会には本町の自主防災組織からも数名の役員の方々が参加しており、講義を受けております。

最後に 3 点目の、被災者ニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の派遣調整を行う避難所支援班がどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか町の考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、市町村の災害対策本部の中に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整を行う避難所運営

支援班を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましいという指針が記されております。町の地域防災計画にも災害対策本部に避難所班を組織することを規定しています。

避難所班は、発災直後の避難所開設をはじめ、初動時期の避難所運営を災害対策本部内の関連部署と連携して実施することとなっており、被災者のニーズの把握を避難所運営の中で行い、必要な支援を実施することになります。

他の地方公共団体等からの応援及びボランティアなど応援団体の派遣調整については、平成28年4月に発生した熊本地震において、応援職員やボランティア、水や食料などの支援物資が被災自治体へ届きましたが、受け入れる側の体制が整っておらず、応援を十分に活用できなかったことを受け、被災自治体の受援体制が課題として浮き彫りとなりました。

そこで、本町でも今年度改訂を行なっている地域防災計画中の災害対策本部組織体制についても、受援担当部署を設置することとしています。

また、この改訂が本町の防災会議にて承認されましたら、新しい組織体制をもとに人的・物的支援を有効に活用できるよう受援計画を策定する予定としています。

今年も8月末に九州北部を襲った豪雨をはじめ、台風19号や21号などが東日本で甚大な被害を及ぼしています。

町としても住民の皆様が安心して暮らせる町を目指し、引き続き、自治会や各団体での出前講座や講演会を実施し、防災知識の普及、啓発による地域の防災力向上と地域防災計画をはじめとする各種計画やマニュアルの整備を推し進めて参ります。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

働き方改革とプール授業について、のご質問にお答えします。

まず、校務の負担軽減に向けての取り組みについて町の見解をお尋ねします、とのことですが、これまでの校務の負担軽減に向けての町独自の取り組みといたしまして、教員本来の業務以外における負担の軽減を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、基礎学力の定着を図ることを目的として、少人数授業を行うための講師を配置し、教員の授業面でのサポート体制を整えて参りました。

他にも、小中学校の全教職員を対象とした校務用パソコンの整備及び中学校への統合型校務支援システムの導入を行うとともに、パソコン等ICT機器の操作が苦手な教職員等を補助、支援するためのICT支援員を学校に配置し、パソコン等ICT機器を校務等に積極的に活用することで、成績処理や授業準備等の業務についても効率化及び負担軽減を図ってきたところです。

また、昨年度より水巻中学校に共同学校事務室を設置し、町内全ての学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化を図るとともに、事務職員が学校運営に関する支援を行うことで、これまで教員が行っていた事務処理の負担を軽減するための取り組みを行なっています。

更に、今年度からは、教員の部活動業務の負担軽減及び長時間勤務を改善するため、毎日の部活動指導や土曜日、日曜日の練習試合等において、単独での指導や引率業務を担うことができる「部活動指導員」を中学校に配置しております。

これらの取り組みに加え、現在、教育委員会では、「みんなで育てよう 水巻の子ども」の教育風土の醸成を目指し、町内全ての学校でのコミュニティ・スクール設置の支援を行っており、今年度から水巻南中学校区の3校でコミュニティ・スクールが設置されていますが、地域の方や保護者からは、これまでに比べて学校における教育活動に関わる機会が増えたというご意見を頂いています。コミュニティ・スクールの設置により、学校の様々な活動を地域の方や保護者に支援していただくことで、教員の更なる負担軽減につながるのではないかと、大いに期待しているところです。

今後も、これまで学校・教員が担ってきた様々な業務におきまして、負担軽減が可能と思われる業務は可能な限り削減、見直し等を行い、教員の働き方改革を推進することで、教員のワーク・ライフ・バランスの実現だけではなく、教員が子どもと向き合う時間の確保につなげていきたいと考えております。

次に、プール授業の民間委託について町の見解をお伺いします、とのお尋ねですが、現在、全国の小中学校におきまして、古くなったプールの使用を取り止め、民間の屋内プールなどを利用する動きが広がっています。

福岡県内におきましても、太宰府市で今年度から一部の小学校において、水泳授業の民間スイミングスクールへの委託を始めており、また、久留米市でも民間委託に向けた検討に今年度から取り掛かると聞いています。

プールの授業を民間等に委託する背景として、施設に係る維持管理費の削減及び教員の負担軽減を図ることがあると考えられます。

本町の学校に設置しているプールは、平成14年度に建て替えを行なった水巻南中学校を除き、昭和40年代から50年代に建築されており、設置から40年以上が経過しているため、毎年のように修繕や補修工事が必要になっています。

特に、吉田小学校においては、昨年度から地中の排水管が破損し、バルブを閉めていてもプールに貯めた水が徐々に抜けていく状態となっており、また、プールから抜けた水の影響で、プール周りの地盤が緩く不安定になっている状況が見られます。今年度はプール期間中、毎日給水し続けることで授業に影響はありませんでしたが、来年度も今年度と同様、毎日給水し続けた状態でのプール授業を実施することは、多額の水道使用料がかかるうえ、非常に危険であると思われます。

また、地中の排水管を補修するためには、一度プールの防水シートとコンクリートを撤去し、新しい排水管に取り換えたうえで、再度コンクリートで固め、新たに防水シートを張り直すという工程になりますが、工事費用として数千万円が必要になると見込まれるため、早急にプール改修に着手することは、町の財政に与える影響を考えると困難であると思われます。

教員の負担軽減という点におきましても、プールの清掃や毎日の水質管理に加え、事故防止のため安全管理や雨天時の対応など、水泳の授業は教員の負担も大きいため、民間などのプールを利用することにより、教員の負担は大きく軽減されるものと思われます。

他にも、委託により専門的な指導による水泳技能向上や、温水プールのため、年間を通して天候に左右されず、快適に授業を受けられるなど、児童生徒にとってもメリットがあると考えられます。

そのため、本町におきましても、現在、来年度のプールの使用が困難な吉田小学校において、プール授業の民間委託をモデル事業として実施するよう、現在、検討を進めております。本町の教育現場におきまして、授業を民間に委託するというのは初めての試みであり、授業を進める中で課題も見えてくると思いますが、子どもたちのため、また、教員の負担軽減を図るためにも、プール授業の民間委託に取り組んでいきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします――。

[「議長、その前に1点発言させていただきます。私はこの答弁書はもらっていますが、2日目の答弁書はもらっていますが、答弁書にですね、答弁内容が抜けています。私は前、昨日からわかっていました。わかっていると、なぜ今日、言ったかといえば、水巻町職員がたびたび重大なミスを起こしながら一切この議会や町民に謝罪がなかったから、今日、あえてみんなの前で声を、出したわけです。ですね。抜けているのは公明党の一般質問二つ目の、庁内及び駐車場の整備についての答弁が抜けています――。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

古賀議員――。

7 番（古賀信行）

担当課はですね――。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

はい。

議 長（白石雄二）

一般質問中ですから、時間を計っておりますので、後でお願いします。

[「だから、こういうミスをして――。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

後でお願いします。

[「私が発言したのは、たびたび——」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

暫時休憩いたします。

午前 10 時 38 分 休憩

[「——私、議員じゃないときから、職員のミス指摘しましたが、ひとつも謝罪がないからですね、こういう発言をみんなの前でしたわけです。以上です。差し替えをお願いします。」と発言する者あり。]

— 議 場 内 沈 黙 —

[「あまりにもひどすぎるよ。議会中断、中断。」と発言する者あり。]

[「中断させたのは自分じゃないですか。」と発言する者あり。]

[「あたりまえや、ミス起こしとるから。なぜ僕が悪いのか。」と発言する者あり。]

— 議 場 内 騒 然 —

[「議長。」と発言する者あり。]

[「議会が始まる前に言うことだよそれは。」と発言する者あり。]

[「わかっとなった。」と発言する者あり。]

[「わかっとなったなら言うべきでしょうが。」と発言する者あり。]

[「わかっとなったから、今までにミスを起こしてから 1 回も町は謝罪しなかった。町民に。」と発言する者あり。]

[「議長。」と発言する者あり。]

[「時間が違うだろう。」と発言する者あり。]

[「これが抜けとる。庁舎内の。同じのが 2 か所も入っとる。庁舎内よ。庁舎内の、えっと。」

なんでこんなふうになるんか。そしたら。」と発言する者あり。]

[「議長、議事進行。」と発言する者あり。]

[議会事務局の説明により、古賀議員の勘違いであったことが判明する。]

[「はい。じゃあ私のこの見方が悪かった。謝罪します。以上です。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

再開する前に、古賀議員、それじゃあ済まんでしょう。

7 番（古賀信行）

はい。

議 長（白石雄二）

これだけストップさせてですよ。大事な一般質問を。

[「はい。」と発言する者あり。]

午前 10 時 43 分 再開

議 長（白石雄二）

再開します。あなた退場してください。

[「はい。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

退場。

[「退場してください。」と発言する者あり。]

[「なら、私、一般質問はどうなるんですか。一般質問させん訳にいかんでしょ。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

そのとき呼びます。退場。

[「はい、わかりました。」と発言する者あり。]

[「議長。」と発言する者あり。]

議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

すみません、それはあの、何かにもとづいて退場、ですかね。

議長（白石雄二）

いや、一般質問という大事な時間をですよ、ストップさせられたんでしょ。皆、時間を割いてからですよ、議員の方も傍聴の方も皆来られとうやないですか。当然のことですよ。で、勘違いで済みますか。退場。

[「はい。」と発言する者あり。]

[古賀議員退場]

議長（白石雄二）

一般質問を再開します。はい、水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

14番、水ノ江です。まずは最初に、庁舎内及び駐車場の整備について、再質問をさせていただきます。

1点目の、カウンターブースですね。これを設置ということで質問いたしました。

現在、福祉課を中心に窓口で、簡易的なものを私も目にしております。で、見ております。で、現実的にみてもなかなか効力を発してないような感じの簡単なものでありました。私も窓口に行けば、やっぱり隣の方の声が聞こえたりですね、そういうところがありまして、まあ、やっぱりこれを、どう見ても簡易的な仕切りでは不十分であるだろうというふうに考えております。

予算が、見積額が非常に高かったということでもありますけれども、全体をいっぺんにやるのではなくて、先行して部分的なものを整備するようなことはできないでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、課長。

財政課長（篠村 潔）

水ノ江議員の質問にお答えいたします。ご質問のようにですね、特に配慮が必要な部署に、

先行してしっかりと仕切りを作るなどのことは可能だというふうに考えております。ただし、特に1階の北側には、相談対応する係が多くなっておりまして、カウンターのスペースが限られているため、現状のカウンターの状況のままで固定した仕切りを作るということになれば、カウンターが使いづらくなるような可能性も考えられます。そのため、平成30年の事務機構改革の際には、カウンターの取り換えなども含めた相談ブースや仕切りの設置などについて、改修を行い終えてですね、業者の方に提案を受けたところ、金額的には2千万から3千万程度かかるという結果が出ました。しかしながら、議員ご指摘のようにプライバシーに対して十分な配慮が必要と考えておりますので、他の自治体の例なども調査検証しまして、全体ではなく部分的にでも、当町の窓口に適した対応ができないか検討していきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから2点目ですね。受付案内所の設置のことでありますけれども、次期事務機構改革の際に検討ということでもありますけれども、これはまたいつ頃に検討されるのかということですが、どれぐらいになりますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

企画課長（増田浩司）

ご質問にお答えをいたします。次期の事務機構改革の実施時期についてということですが、平成30年度に、平成24年度から6年ぶりに事務機構改革を実施しましたが、これまでも概ね5年から6年おきに実施をしております。これにつきましては、決まった周期ですとか、時期、期間というものはございませんで、今後につきましても、社会情勢の変化や行政事業などを勘案しながら、必要に応じて実施時期を検討していくというふうにしております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

できるだけ早い時期にまた検討していただいて、できれば受付案内所が設置できるようなことを希望したいというふうに思っております。特に庁舎に来られる方、いろんなかたちで窓口をまわる方がたくさんおられるのではないかと思いますし、答弁にもあります、来庁者が利用

しやすい行政サービスを提供していきたいというふうに答弁されておりますとおりですね、やはりこれも窓口ではですね。私も以前、質問させていただきました、ワンストップの窓口の設置も必要ではないかなというふうには思いますけども、その点はいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

ご質問にお答えをいたします。ワンストップ窓口についてでございますが、昨年の機構改革のときにも、来庁者の方が一か所の窓口でさまざまな手続きを完結できるといった、ワンストップサービス、いわゆる総合窓口というものになるんですけども、それにつきましては各課・係の職員で構成します職員プロジェクトチームにおきまして、検討は行なっております。こちらにつきましては、導入した際に行なえる、どのような業務が総合窓口に集約できるかという部分につきましては、具体的にピックアップを行いましたけれども、当初予想していたよりも集約できる業務がちょっと少ないということですか、人的配置なども含めまして、どのような機能をですね、ただ証明書の発行だけなのか、違う機関への連絡調整も含めるのか、相談も受け付けるのか等を含めまして、機能までの実現性というもの、それからですね、現在の規模での導入効果というものを、現場担当の職員を中心に議論を行なってまいりましたけれども、今回すぐに導入するというふうな結論には至っておりません。この件につきましても次回の継続審議事項というふうにしておりますので、今後もさまざまな窓口のパターンにつきまして総合的に検討はしていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

3点目の駐車場の件を再質問いたします。

答弁書の中にもありますけれども、駐車場検討委員会を設置し、今後のあり方を検討していると答弁でありました。この対策案の内容がですね、現時点でどういうものがあるのか、説明が出来れば、お願いしたいと思っておりますけども。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。町長の答弁にありましたように、駐車場検討委員会におきましては、駐車場不足を改善する方法について、駐車場の増設などの物理的な対応のほか、運用面での対応などについても今、検討を行なっております。

駐車場の増設などを行う案といたしましては、ご質問にあります中央公民館横の植栽部分のほかに、第5駐車場ですね。そちらの横の空調設備周辺の空き地を駐車場として増設する案や、近隣のほうに民有地があればそれを借り上げる案等も一応、検討の候補には挙がっておりますが、それぞれの案も今のところ課題がありますので、実現性も含めて検証している段階でございます。

また、運用面におきましては、これまで役場や中央公民館のほうでイベント等があつて、来場者がすごく多いときにつきましては、職員が少し離れた頃末南などの町有地などに車を駐車してできるだけスペースを空けるという対応をしておりましたが、最近特にイベント等がなくても駐車場不足という状況がありましたので、11月から試験的に職員を課ごとに6つのグループに分けて、先ほど申しました頃末南の駐車場などに2週間ごとに交代で駐車をいたしまして、庁舎周辺の駐車場のほうにスペースを空けておくという取り組みを現在、行なっております。この取り組みによる駐車場の空き状況なども検証させていただきまして、先ほど申しました駐車場の増設などの対策も含めて、総合的な対策を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

是非早く駐車場整備をできればいいかなというふうに思っております。

では続きまして、働き方改革とプール授業について再質問をさせていただきます。

質問の内容の中に、町内において教員の方がですね、時間外勤務が年360時間を超える、月に45時間を超える教員が、どれくらい町内にいるのかですね。町としては把握をしておられますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。今年度から校務用パソコンを使いまして、教員の勤務時間の把握を始めたばかりでございますので、ちょっと年間についてはまだ把握できておりませんが、先月11月の1か月間の時間外勤務につきまして調査を行いましたところ、小学校で11名、中学校で13名の教員が45時間を超えて勤務をしているというふうに思われます。ただし、日常的に校務用パソコンを使っていない教員も中にはおりますので、実数としてはもう少しいる可能性もあるというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

答弁書の中にありますとおり、働き方改革ということで町もさまざまな施策を実施していただいております。教員の方も少しはですね、教員の方のフォローにはなっているんだろうと思いますけども、パソコン等のICT機器の操作補助、ICT支援の配置もされているということで、答弁書にありますけども、これは教員の業務の負担の軽減にどういう成果が上がっているか、そのへんがわかりますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。どの程度成果というのを数値で表すのはちょっと難しいのですが、過去に校務用パソコンを導入することでどのような効果があるかというのを調査したことがございます。その際に通知表及び指導要録の電子化により、児童1人あたり年間約2時間25分、1クラス40名とした場合、年間約100時間の時間短縮につながるという結果が出ております。

ICT機器の操作が全くできない教員にとっては、支援員が配置されたことで年間100時間、ほかにも教材作成など授業準備等にかかる支援も含めると、それ以上は負担軽減につながっているのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。プール授業の件でありますけども、一応、民間委託をした場合。今、先生たちが学校で授業を行なっておりますけども、小学校でどれくらいのプールの時間帯があるのかですね。何時間くらい、実質このプールの時間の授業があるのかわかりますでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。プールの授業につきましては、学校のスケジュールや天候等の影響で学校によって、また年によって異なっておりますが、だいたい1学級につき年間に7時間から10時間程度プールの授業を行なっております。

負担軽減という点でいきますと、プールの授業を委託した場合でもその時間、問題等が発生した時のために引率の必要等もございますので、その時間がまるまる負担軽減になるというこ

とにはならないと思いますが、ほかにもプール期間中、清掃であったり、毎日の水質管理であったり、そういったことが不要になりますので、かなりの負担軽減につながるのではないかと
いうふうに期待しております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

プールの維持管理に関してかなりのお金が必要であるということ、吉田小学校で例を答弁して
いただいておりますけれども。水道料金にしてもですね、多額の料金がかかっているという
ことでありますけれども、現在、プール維持管理に年間どれくらいの予算がかかっているのか質
問いたします。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。プールの維持管理にかかる費用でございますが、小中学校7校
のプール維持管理費が、水道使用量が年間約300万円。プールには藻が発生しないように水を
循環させたり、一定濃度の塩素を注入させたりする必要がございますが、そういった装置の年
間保守料が約50万円。あと、年によって増減ございますが、プール関係の修繕が毎年100万か
ら200万程度ということですので、合計500万円程度は毎年の維持管理費として、プールの改
修費とは別に必要というふうになっております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

プールの授業を民間委託ということで、実際に実施するようなかたちで検討を進めていると
いうことでありますので、来年度からということにはなるかと思うんですけれども、この進捗状
況について現時点でどれくらい進んでいるのか、説明ができればお願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。まだ協議の段階ですので事業者名は控えさせていただきたいと
思いますが、民間が経営するスイミングスクールと現在、協議を進めております。

先日、指導員の配置人数であったり指導時間、年間の回数、バスによる送迎の有無などについてこちらのほうの要望をお伝えしまして、先方のほうから受け入れは可能であるというお返事をいただきましたので、現在、吉田小学校におきまして具体的な来年度のプール授業のカリキュラムと言いますか、時間数等について検討を行なっております。

また、委託料につきましても現在、協議を進めておりまして、来年度の予算計上に間に合うように協議を進めているところでございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

最後の質問といたします。吉田小学校、モデル事業ということで答弁書にも書いておりますけれども、実際に町内にも他校、学校がありますけれども、ほかの学校に広げていくのかどうかお尋ねをいたします。どうでしょう。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。プール授業の民間への委託には大きなメリットがあるというふうには思っておりますけれども、7校全てでやるとなると、1か所のスイミングスクールでの受け入れは難しいということで、協議の中でもそういったお話を先方から聞いておりますので、いきなり次の年に全校で実施というのは難しいのではないかとというふうに考えております。ただ、吉田小学校以外のプールにつきましては、現時点で来年度使用するのに支障はありませんので、来年度の吉田小学校の様子を見ながら、学校、PTA、水泳のスポーツ少年団等の意見も聞きながら、今後ほかの学校にも広げていくのかどうかという検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

12番、松野です。私の再質問は、「幼児教育・保育の無償化」について再質問させていただきます。今回の幼児教育の無償化は国や県、町というところで予算や指針というものがあって実施されることになったと思いますが、実施する主体が町であるために、担当課が中心に、事前に各種の園や関係施設を回って、丁寧な説明と協議を重ねて、そして保護者に対してはさまざまな方法で周知を務めた結果、大きな混乱がなく10月からスタートしているとの報告がありまして、本当に関係者の皆様に対して、そのご努力に対して敬意をまず表させていただきたいと

思います。その上で今回の制度を理解する上であえて何点か確認をさせていただきたいと思います。

幼児教育とか保育を行なっている施設というのは、つまり保育所、それから幼稚園、それから数年前から出来た、幼稚園が移行した認定こども園、そのほかに認可外保育施設等々があると思います。で、そこに通っている年少、年中、そして年長。その3年間の保育料に関しては今回、公費負担になったということでもいいのかなと思っています。まずここを確認した上で、その保育料の支払いの方法ですが、答弁にありましたが基本的には保護者が一旦負担して、あとから償還払いという方法を国は示していたということで。しかしながら、それでは保護者の負担や園のいろんな事務手続きが大変だということで、本町が実施されている今回の無償化のやり方としては、まず町が施設に毎月支払っている運営費というのが今までずっとあったと。その運営費に今回の無償化分を上乗せするかたちで、町が施設に払うというかたちで、保護者を經由せずに直接施設に支払うという代理受領の方法を取られたということが答弁にありました。しかしながら、認可外保育園施設についてはもともと運営費などの公費負担というのが今までなかったもので、そういった仕組みがないということで、今回は無償化の対象ではあるけれども、保護者が一旦保育料を支払ってあとから償還払いをされるという、こういうふうなかたちでスタートしましたということなので、このところはこういう認識でいいのかなという確認をいただきたいのが1点と、あとその償還払いとなっているお子さんの人数と言いますか、内訳も併せてお願いしたいです。お願いいたします。

議 長（白石雄二）

山田課長。

子育て支援課長（山田美穂）

松野議員の再質問にお答えいたします。今回の「幼児教育・保育の無償化」でございますが、先ほど松野議員が言われましたように、3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こども園に通われている全てのお子さん。それから0歳から2歳までの、住民税が非課税世帯のお子さんにつきましては保育料が無償化となりました。今回の無償化に伴いまして、新たな給付制度というのが設けられておりまして、答弁にもございましたが、ちょっと難しい言葉ですが、子育てのための施設等利用給付という新しい給付制度でございます。この対象になるのが、新制度に移行していない幼稚園。それから認可外の保育所に通われている方。そして、幼稚園の預かり保育を利用されている方というのが、新しい給付対象ということになりました。この方々の利用料については、全部が無償ということではなくて、上限額が定められておりまして、上限額の範囲内で無償化になったということになります。

新制度に移行している保育所とか幼稚園、認定こども園に行っている方の保育料については、何の手続きもしなくても無償化ということになっているんですが、この新たな給付制度に該当した方につきましては、基本的に国は償還払いという方法で、一旦保護者の方に保育料や利用料を負担していただいて、後に償還をするという償還払いというかたちでの無償化ということで、ちょっと、二つの方法での無償化ということになっているところでございます。

無償化の対象の償還払いの方の人数ということでございますが、答弁にもございますように、償還払いの支払いの方法といたしまして、10月から制度が開始いたしましたので、10月から12月の3か月間の施設の利用率に対して、年が明けました1月に償還払いの手続きをしていただくように予定しておりますので、現在のところまだ実績というものはあがっておりませんが、町が把握しています認定者数で申し上げますと、11月1日現在で新たな給付対象者として保護者が町に申請をしなければいけないんですが、その申請をしていただきまして、保育要件などを満たした方の認定者数が267名。その内、償還払いの対象者は95名ということでございます。内訳を申し上げますと、ちょっと先ほどと重複いたしますが、国が基本的に償還払いとしているものは幼稚園の預かり保育の利用率、これが一つあります。これは、幼稚園には新制度に移行している幼稚園と、移行していない未移行幼稚園という2種類の幼稚園があるんですが、このいずれも預かり保育の利用率については償還払いということになっているので、この分について町内にある施設、具体的には水巻聖母幼稚園と、認定こども園の水巻幼稚園と水巻中央幼稚園。この分については、保護者が一旦保育料を負担することなく町が運営費を支払っている毎月の運営費の中に直接町が施設に払う代理受領というかたちをとらせていただいておりますので、ここで対象になるのは町外の幼稚園に通って、保育を利用している子どもさんの利用の70名が償還払いの対象となっております。そのほかに認可外保育施設の利用者が8名。それと一時保育などの利用者が17名ということで合計で95名が、今現在町が把握している償還払いの対象者ということでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

はい、ありがとうございます。そこにおいてですね、認可外保育園、それから町内の各施設は保護者の負担なく無償化が進んでいるんですが、例えばですね、非課税世帯で今回0、1、2歳は非課税世帯の場合は0、1、2歳であっても無償化の対象ということになっていると思うんですが、そのまま町内の保育所だとか認定こども園だとかに通われることが可能であれば問題ないんですが、やはり期の途中であったりとか、急に働かなければならないとか、さまざまな理由で0、1、2歳で非課税世帯であっても、今回そういった施設に入れないということで、いわゆる償還払いになってしまう認可外保育園であったり、一時預かりであったりというところに子どもを預けて働いていらっしゃるという、そういうケースが出てきていると思うんです。そういった保護者の場合は、まず、3か月はまるまる毎月、まあ0、1、2歳なのでかなり保育料が高額になる場合もあるかと思うんですが、毎月保育料を払うのと、それとその1月に手続きをして償還払いがされるということなんですけど、どうしても1月の保育料に関しても事前に払わないといけないということで、4か月間近く払わなければいけないということで、やっぱり非課税世帯の方の給与というのは当然低いわけなので、その保育料の負担というのが非常にちょっと重くなるのではないかという心配が、ここにきて出てくるのではないかと思うんですが、この点については町としてはどんなふうなお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

山田課長。

子育て支援課長（山田美穂）

松野議員の再質問にお答えいたします。議員ご指摘のように、一時的に保育料の負担が生じるという保護者がおられることは承知をしております。

町の基本的な考え方は保護者、それから施設にできるだけ負担をかけずにこの事業を進めていきたいというふうに考えておまして、全て可能であれば一時的な負担なく直接町が施設に支払うことができればいいんですけども、やはり施設のご協力とかご理解がないと、なかなか直接お支払いをするというようなこともできないというところがありますので、制度が始まって2か月ということで、これからまだまだ、今ご指摘いただいたほかにもいろんな課題等が出てくると思いますので、保護者のご要望だとか施設のご意見などをこれからも頂戴しながら、少しでも負担が少なくなるような検討は進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

今、答弁にございましたように、スタートしてまだ2か月ちょっとということで、これからいろんな課題等々を吸い上げていくという答弁にも出ておりました。で、具体的な現場の声を吸い上げるという、具体的な時期だとか方法だとかそういったことをもう少し詳細に答えていただければと思いますのでお願いいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

子育て支援課長（山田美穂）

議員の再質問にお答えいたします。現場の声を吸い上げということでございますけれども、現在、まあ認可施設にはなるんですけども、保育所や幼稚園、認定こども園の施設長会議というのを定期的に行なっております。今年度につきましては年度末に開催予定ということにしておまして、ちょうど制度開始から半年経ったという時期になりますので、その時点で現場のお声だとか、可能であれば保護者様のお声も施設に届いていたりするのではないかなと思いますので、そのあたりでその会議の中でご意見を頂戴できればというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

その施設長会議の中には認可外保育所というのが入っているんでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

子育て支援課長（山田美穂）

この施設長会議は基本、認可施設の施設長会議ということですので、現在のところ、認可外保育施設の施設長はこの会議には参加をしております。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

先ほどから指摘させていただきましたように、特に非課税世帯で、当然母子家庭、父子家庭も多いと思うんですけども、非課税世帯の方で保育所等々に入れなくて認可外保育園であったり保育所の一時預かり——。保育所の一時預かりというのは毎日毎日2千数百円ですかね、現物で保護者が払って預かってもらうという、そういった制度とかを利用して子どもを預けて働いているという状況があると思うんですよ。やっぱりそういった方たちのためにもですね。

またもう一方、認可外保育園というのは本町においても待機児童だとか、またさまざまな幅の広い保育ができるということで、20年間以上にわたって本町のそういった幼児教育・保育について実績がある施設であると思うんですが、今回の無償化ということで、今までは他の保育所や幼稚園の一つの特徴として認可外保育園があったと思うんですが、今回、償還払いということでどうしても幼稚園とか保育所に比べて、施設としてもハンディキャップが出来たんじゃないかと思うんですね。どうしても償還払いで一旦保護者が保育料を払わないといけないという。そういったなかでこういった今まで受け入れていた施設が本町のなかにあると思うので、今後そういった施設側の意見、それから4か月間保育料を払わないといけない非課税世帯の方とか、そういった方々に対してもスピード感を持って仕組みが出来得る限り、改善できるものは改善していただいて、今回の無償化を満遍なく利用していただけるように、また、今までそういった幼児教育・保育に携わってきた方々も今後、手伝いをさせていただかないといけないと思いますので、そういった施設の方の立場に立っていろいろ相談に乗っていただきながらやっていただけたらということを要望いたしまして、私のほうの再質問を終了いたします。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

最後に私から。災害発生時における避難所運営についての再質問をさせていただきます。
先ほど、受援計画を策定する予定との答弁をいただきましたけれども、受援計画の概要についてお聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

総務課長（蔵元竜治）

久保田議員の再質問にお答えいたします。町長の答弁と一部重複いたしますけれども、受援計画と申しますのは、平成 28 年 4 月に発生いたしました熊本地震において応援職員やボランティアといった人的支援のほか、水や食料など、さまざまな物的支援が全国から被災自治体に次々と送られてまいります。そして、その物資等を受け入れる側の体制整備が整っておらず、応援を十分に活用できなかったことを受けまして、被災時に支援される側の市町村がそれらの資源を有効に活用するための計画が受援計画となってまいります。

福岡県では昨年平成 30 年 6 月に災害時受援計画を策定しており、これを踏まえて本町も地域防災計画、現在改定を行なっておりますが、これに併せまして、この受援計画を策定することになり、この計画の基本的な考え方として避難所運営や被災建築物の危険度判定、罹災証明の発行など、発災時に優先的に実施することが求められる業務の内、本町単独では十分な対応ができない業務における、人的・物的資源の不足を補うことを目的としております。

受援の総合窓口につきましては、災害対策本部組織内に設置する受援担当部署が担うことを想定しており、県や、協定を締結しております民間団体・企業等を通じた支援や、自主的な支援の申し出などを整理するとともに、現場から要請されるニーズに応じた物資や人員の派遣調整を行なっていく予定にしております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

近年、台風や豪雨等の自然災害は夏から秋にかけて非常に多く発生しています。地域防災計画の改定や、受援計画の策定をスピード感を持って計画の整備を押し進めていただくことを要望いたしまして、再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で 1 番、公明党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。古賀議員から先ほどの発言について謝罪したいとの申し出がありましたので、入場を許可し、発言を認めます。暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休憩

[「議長、顛末の結果の報告はあるんですか。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

ないですよ。

[古賀議員入場]

午前 11 時 39 分 再開

議 長（白石雄二）

再開します。古賀議員の発言を認めます。

7 番（古賀信行）

先ほどは私の――。

[「マイク上げて。」と発言する者あり。]

7 番（古賀信行）

はい。先ほどは私の勘違いから公明党の一般質問を妨害し、議場の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

議 長（白石雄二）

それでは、一般質問を続けます。2 番、さつき会。住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

11 番、住吉です。さつき会を代表いたしまして冒頭質問を行います。

運転免許証自主返納の支援策について。

先の 9 月議会におきまして、私の一般質問で、本町における高齢者の、運転免許証自主返納に対する支援策等について、検討されていることがあるかを、お尋ねをいたしました。

町長の答弁では、折尾警察署交通課との協議を重ねながら、本町の運転免許証自主返納支援

事業の、アウトラインの検討を開始したので、12月議会において、事業内容をお知らせすると
の回答を受けましたが、その後の進捗状況があればお尋ねいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

運転免許証自主返納の支援策について、のご質問にお答えいたします。

本町における高齢者の運転免許証自主返納に対する支援策等について、進捗状況があれば、
とのお尋ねですが、本町の高齢者運転免許証自主返納の支援策は、本年9月議会の一般質問で
お答えしたとおり、折尾警察署交通課との協議を重ね、ようやくその事業内容が概ね固まった
ところでございます。

9月議会でご指摘いただいたとおり、全国で相次ぐ高齢者運転による悲惨な交通事故は、今や
社会問題化し、行政が何らかの手段を講じることが喫緊の課題となっています。このことから、
本町におきましても、その支援策等について検討を行なって参りました。

その結果、本町では、来年度から運転免許証を返納された70歳以上の町民の方を対象として、
1万円分のタクシー利用券を交付する支援事業を開始したいと考えております。

なお、事業の詳細につきましては、所管の文厚産建委員会の行政報告としてご説明をさせて
いただく予定でございます。よろしくお願いたします。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

高齢者免許返納の支援策が概ね固まり、来年度から1万円分のタクシー利用券を交付するな
ど、支援事業が開始されることは大変良いことだと思っております。事業の詳しい内容は文厚
産建委員会で報告されるということでございますが、確認をさせていただくことがありますの
で再質問いたします。

全国的には高齢者の免許返納支援策の対象者を、運転免許証を自主的に返納した方としてい
る自治体が多いようですが、免許の更新をしないという方法で免許の返納を決断される方もお
られるのではないかと考えますが、本町の支援策の対象者はどのように予定されておりますで
しょうか。お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

ご質問にお答えいたします。お尋ねのとおり、警察庁のほうで運転免許証の返納というところ

ろについては、一応、自主的な返納というところを多分想定してこの自主返納事業を進めているということであろうと思いますが、一応この免許がなくなるという状況の中で、自主的な返納は、申請の取り消し、免許証の更新をしないことが失効と呼んで一応、区別化はされているようです。本町といたしましては、議員がご指摘されたとおり、自主的に免許を返される方に加えまして、返納する意思を持って免許の更新をしないという方もおられるのではないかとというふうに考えまして、支援事業は申請取消・失効、要は免許の更新をしない方も含めてこの支援事業を展開していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

次に、9月議会の一般質問におきまして、自主返納の時期と事業開始年度のある程度の祖語の解消のため、一定期間の遡及措置についても検討しておりますという答弁をいただいたんですが、その一定時期ということについてのご質問なんですが、途中返納される方は返したときが意思表示の日と思いますが、更新をしなかった場合の、先ほどおっしゃっていましたが失効という部分の部類の方なんですが、通常、運転免許証の更新の場合は、誕生日から前後1か月余裕があると思いますが、町のこの対応といたしましては、はっきりした明記の日にちとかは決まっているのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（吉田奈美）

ご質問にお答えいたします。ご質問のとおり、返納された方については返納日がはっきりしますので、それをもって1年以内で申請をしていただくということで一応考えております。

ただ、失効の場合が確かに誕生日前後2か月間の免許更新可能な時期がございますので、その時期を過ぎて――。それと失効してから最大3年までは免許の再取得ができるという制度になっておりますので、一応、失効した後、ご本人様がもう免許は取りませんと、これ以上再取得はしませんということでお申し出いただいた時にうちのほうで支援事業の申請をしていただくということで考えております。ですので、期間としては返納と同じく失効したとご本人様がおっしゃった時期、要するに免許の更新ができなくなった時から1年というふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

この支援策が町の方に浸透するのにある程度時間がかかるとは思いますが、さらにこれから再検討する課題とかたくさん出てくると思います。その場合、その都度対象者の方が安心して返納を決断して、さらに次のステップへ進めるような支援策は、これからもその都度検討とかはしていただけるのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（吉田奈美）

ご質問にお答えいたします。来年度から開始する新規事業でございますので、年度途中でいろいろな、例えば今議員がご質問いただいたような疑義が発生する可能性もあろうかと思っておりますので、私どもとしても町の独自事業でもございますので、何らかの課題等が発生いたしましたらその都度また事業の見直し等は随時行なっていこうとは思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

ありがとうございます。高齢者の免許返納に対する支援策が開始される報告を聞いてひとまず安心いたしました。返納者が不安なく次のステップに進むことができるようこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

その他のご報告は文厚産建委員会のほうで報告があるということですので、その都度またお聞きしたいと思っております。

これでさつき会の一般質問を終了いたします。

議 長（白石雄二）

以上で2番、さつき会の一般質問を終わります。3番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

無会派、古賀信行。

第1点目、吉田団地の建て替え中止について。

現在、水巻町の公営住宅の空き家は、町営住宅で704世帯、吉田団地の空き家を除いても2019年11月末で284世帯、梅ノ木のURの空き家が2019年11月末で205世帯。(1棟から5棟を閉鎖中です。)その他、県営おかの台団地の空き家も加えると約650戸あります。建て替えるには、巨額のお金が必要です。

私は、町の借金が増えるのをいつも心配しています。次の世代を生きて行く今の子供達に借

金を残してはいけないと思っているからです。

現在、吉田団地の二階建ての住宅の家賃は1万円代と安い料金です。建て替えたなら最低でも3万5千円以上家賃を取らないと建設費の借金は返す事は出来ないと思います。又、今の入居者が、建て替えた後も高い家賃で入居できないとっておられる方もおられると思います。「建て替えた後には今の家賃では入居できません」と説明しています。説明したら「現在のままで良い」と言われる方もおられます。

そういうことを考慮して、私は吉田団地の建て替えを中止して欲しいと思っています。町長の考えを聞かせてください。

第2点目、住みよい町づくりについて。これは9月の議会も同じように質問しましたが。

住み良い町とは、毎日の生活が安心して便利で時間をロスしない事だと思います。そういう点で、鹿児島本線の南に居住している人が、3号線方面に車で通勤している人は、JR水巻駅横の踏切りと3号線の信号待ちで毎朝多くの時間をロスしています。

これを解決するには、どうしても鹿児島本線を跨ぐ道路が必要だと思います。多大なお金がかかるので、毎年お金を貯めて長期展望で鹿児島本線を跨ぐ道路を建設して欲しいと思います。

私は前回の一般質問で筑後市の羽犬塚駅南側の鹿児島本線を跨いだ道路の事を話したら、町長は「機会があったら視察したい。」と言われましたが、視察に行かれましたか。教えてください。

3点目。町民だれでも低料金で乗れるタウンバス。

遠賀郡では水巻町を除く3町はタウンバスやシャトルバスを運行し、JRの駅に住民を運んでいます。水巻町も現在運行している無料の福祉バスや水巻駅を拠点に運行している北九州市営バスを廃止して、タウンバスの運行経費に回したら実現できると思います。町長の考えを聞かして下さい。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田団地の建て替え中止について、のご質問にお答えします。

私は吉田団地の建て替えを中止して欲しいと思っています。町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、ご承知のとおり、吉田町営住宅建替問題については、330戸の建て替えを基本とする「吉田町営住宅建替基本計画」を平成27年12月に策定し、さらに民間活力導入の可能性を探る「吉田町営住宅PFI導入調査」も実施いたしましたが、いずれも政策決定に至らず、今日に至っています。

政策決定に至っていない最も大きな理由といたしましては、330戸の建て替えを基本とする「吉田町営住宅建替基本計画」において、約50億円以上にもなる膨大な事業費が想定されていることです。もし、この建替基本計画どおりに事業が実施された場合、多額の起債による借入金を財源としなければなりません。

また、先の議会答弁でも申しましたように、検討委員会において示された建て替え後の住宅

費の財政シミュレーションにおいても、建て替え時に借り入れた起債の償還費が後年度の町の財政に大きく影響することが想定されております。これが要因となって、町民の皆様の生活に多大な影響を及ぼす恐れがあると考えられるところでございます。

その後、議員の皆様からのご意見をもとに、他市町村の事例研究や町内にある他の町営住宅等の既存ストックを有効に活用した施策など、この吉田町営住宅の建替問題に関する様々な面で、調査検討を進めてまいりました。

その中で、最近の他市町村の動向でございますが、本町のように公営住宅を多く抱える市町村の中で、建て替えを行わず、公営住宅の長寿命化を図りながら、既存ストックを最大限に活用した住み替え事業を実施しているところが増えてきております。

さらに調査検討を進めていく過程で、改良住宅と公営住宅の根拠法の違いから生じる問題や財源の確保など、様々な課題や問題があることが分かってまいりました。

その中のひとつを述べさせていただきますと、議員のご指摘のとおり、もし建て替えが実施された場合、建て替え後の家賃設定は、公営住宅法に基づき、当該住宅の立地条件や建設年度などで決定されることとなりますが、現在の鯉口町営住宅や二町営住宅より高くなることが想定されます。

平成26年10月に吉田町営住宅入居者を対象に実施しましたアンケート調査では、回答いただいた約8割の入居者が「住宅費の負担が増えないこと」を重視されており、国が示す6年間で本来の家賃額とする激変緩和措置を取るにしても、現状の家賃で住んでいただくことは困難であると考えます。

そのため、今一度、原点に立ち返り、事業パターンにおける問題点や課題に対して、解決に向けた検討を進めているところでございます。

吉田町営住宅の建替問題は、町の将来に大きな影響を及ぼす問題でございます。

単に当該住宅だけの問題として考えるのではなく、本町の将来を見据えた住宅政策として、町営住宅の将来的な管理戸数など、その在り方に関係する重要な問題として、検討すべきと考えています。

これまでの議会答弁と重複いたしますが、町といたしましては、入居者の皆様が安心して居住していただけるよう、町営住宅の改修等を適宜実施し、住棟の長寿命化に努めており、今後さらに進めてまいります。

また、吉田町営住宅の建替問題につきましては、今後とも議員の皆様からのご意見を伺いながら、今年度末を目途にその方向性が決定できるよう、慎重に検討を進めてまいります。

次に、住みよい町づくりについて、のご質問にお答えします。

毎朝の通勤時間のロスの解決のために、毎年お金を貯めて長期展望で鹿児島本線を跨ぐ道路を建設してほしいと思います。町長の考えをお答えください、とのお尋ねですが、本年9月議会でも答弁しましたが、ご指摘の通り頃末北二丁目の伊豆神社から国道3号、鹿児島本線、と平面交差し、二へ至る重要町道、頃末・二線は、交通量が多く、特に鹿児島本線と交差する水巻駅西側の踏切では、朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。

渋滞時の交通量は、前回お示ししたように午前7時から午後7時までの12時間で5千733台、朝のピークとなる午前7時30分から8時30分までの1時間では600台、夕方のピークである

午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 1 時間では 547 台となっております。

また、最大渋滞長は午後 4 時台で踏切から唐ノ熊橋付近までの 200 メートルとなっており、多くの車両が通行している現状が確認できました。

この踏切による渋滞を解消するためには、立体交差化やアンダーパスが考えられます。

跨線橋を設置する場合には、相当な広さの土地が必要であります。付近には駅やマンションが隣接しているため用地の確保が困難であります。

また、国から事業の採択を受けるためには、費用便益分析を行い、純便益がプラスになる必要がありますが、現在の車両交通量や踏切内での事故発生件数を考慮すると事業費に対してマイナスとなることが確実であるため事業化は困難であると考えます。

本町における道路路線網の特徴といたしまして、町の南北を結ぶ重要町道である、曲り・楯笥線、丸ノ西・五反五歩線、頃末・二線、立屋敷・伊左座線、また県道中間・水巻線、直方・水巻線は、JR 鹿児島本線及び国道 3 号により分断されているため、渋滞が発生しやすくなっています。

この渋滞を解消するため現在、県により都市計画道路、芦屋・水巻・中間線を 4 車線に拡幅する街路事業が進められているところであります。

また、いきいきほ一北側の鹿児島本線と交差している町道 丸ノ西・五反五歩線のアンダ一部分につきましては街路事業との整合を図り、道路幅員を拡幅し、歩道付きの 2 車線道路とする事業を進めています。

町道 頃末・二線が鹿児島本線と交差する踏切付近の渋滞の原因としては、国道 3 号との交差点での信号待ち、踏切の遮断による列車通過待ち、交差点をいきいきほ一方面へ右折する車両の滞留が挙げられます。よって、頃末南地区都市再生整備事業に合わせて踏切南側の交差点を改良し、下二方面から通行してくる車両に対して右折レーンを設けました。

また、いきいきほ一までの町道、柳土手・西平線を拡幅するとともに、将来的にはこの町道を県道中間・水巻線へ接続させる予定となっております。

このように、町単独で莫大な費用をかけて水巻駅付近に跨線橋を設置するのではなく、県と協力しながら、町内の交通を取り巻く状況を把握して参ります。

また、他の都市の道路行政も参考にし、道路の混雑を解消していくとともに、歩行者が安心して通行できるよう計画的な道路整備を進めてまいります。

羽犬塚駅南側の鹿児島本線を跨いだ道路は高速道路などを相互に接続するジャンクションに見られるループが 2 つ連なるダブルランペット型によく似た形状であります。現地には訪問出来ておりませんが、航空写真で確認し、立派な跨線橋だと思います。

しかし、本町の場合、9 月議会でも答弁しましたように、財政上の問題が非常に大きいことから、現在、県道や、いきいきほ一前の町道拡幅事業を行っており、踏切南側交差点の改良も引き続き行う予定です。この事業が完成すれば、交通渋滞の改善が見込まれます。

よって、議員が言われる、毎年お金を貯めて長期展望で鹿児島本線を跨ぐ道路を建設する考えはありません。

最後に、町民だれでも低料金で乗れるタウンバスについて、のご質問にお答えします。

無料の福祉バスや水巻駅を拠点に運行している北九州市営バスを廃止し、タウンバスを運行

してはどうか、とのお尋ねですが、現在の本町でのバスの運行状況ですが、北部地区では、北九州市営バスが折尾駅方面へ、南部地区では南部循環線バスが、さらに町内全域では高齢者や障がい者などが無料で利用できる福祉バスが運行しており、本町の交通網は一定程度充実しているものと考えております。

ご質問のタウンバスとは、いわゆるコミュニティバスのことだと思いますが、現状、南部地区の南部循環線は、すでにどなたでも乗車できるコミュニティバスの機能を有しているものと認識しておりますので、廃止はせずに北部地区を中心としたコミュニティバスを運行することが妥当ではないかと考えます。

しかし、そうしますと、現在運行している北九州市営バスとの競争を招き、市営バスの撤退というような事態が想定されます。そうなった場合、本町から折尾駅方面に向かうバス路線がなくなることとなり、逆に多くの住民の皆様が、不便になることが考えられます。

さらに、既にコミュニティバスを運行している自治体の決算状況やコミュニティバスに関する研究発表などによると、費用負担が財政を圧迫し、何らかの見直しが必要な状況があるとの報告があり、バスの運行経費のみだけではなく、運転手の雇用といった経常的に大きな財政的負担が発生することとなるため、導入に向けては、相当に慎重な判断が必要であると考えています。

また、水巻駅南口を含めた頃末南地区都市再生整備計画が国に補助事業として採択されたため、数年をかけて駅南口からの景観と人の流れが大幅に変わっていくことが想定されます。

さらに隣接した北九州市の折尾駅を中心とした駅周辺の再開発も進んでおり、数年後には、折尾駅までのアクセスといった交通体系を含め、こちらの周辺環境についても大きく変わっていくことが想定されます。

以上のことを踏まえ、現時点におきましては、交通体系を変更し、コミュニティバスを導入する考えはございません。

高齢者や障がい者といった、いわゆる交通弱者の方々の外出手段としては福祉バスを利用していただき、そのほか、通勤や通学などの交通手段としては、北部地区では北九州市営バスを、南部地区においては本町が補助を行い、路線を維持しております南部循環線を利用していただきたいと考えています。

ただし、先ほども申し上げましたように、今後の町の開発状況や新規店舗のオープンなどにより、人の流れが変わることが想定されますので、令和2年度に公共交通の在り方につきまして、専門コンサルタントの活用などにより、費用対効果や近隣市町村の状況の検証といったことも含めた調査や研究を行いたいと考えております。現在、その実施方法や予算化に向けて検討をしているところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7 番（古賀信行）

住みよい町づくりについての再質問です。町長は、議員が言われるよう毎年お金を貯めて、

長期展望で鹿児島本線を跨ぐ道路を建設する考えはありませんと答弁ありましたけど、私、非常に残念と思います。

町が航空写真で筑後市の羽犬塚駅の南側の跨線橋を検証されただけでも嬉しいです。私は小さいときからあの地域をよく知っているからですね。あの跨線橋が作られる前は長い渋滞が続いていました。あれは筑後市と大川市を結ぶ幹線道路だから非常に渋滞が続いていました。それで昔は今よりも列車が多かったです。JRの列車が、本数がですね。だから非常に困っていたんですけど、あるとき市長が決断して作ってくれてそういう不便が解消されたわけです。

私はすぐと言いませんけど、私はあの近くに住んでるから朝晩あれ見て本当、辛い思いをしているんです。私自身も40年以上北九州に通勤しました。私は列車通勤でしたけど。車で行くときは1時間以上早く出よったんです。

そしてですね、朝5時半過ぎから通勤の方向かれるんですよ。もう7時半過ぎたらすごい渋滞になるんです。そういう点ですね、長期的な展望で何とかこれを解決してほしいという願いがいっぱいです。まあ、これは私の願い。答え要りません。

それから、吉田団地の建替えについてですけどね、これは吉田団地に関連する質問です。前日の他の議員の質問で、来年の3月まで空き家バンクを何とか考えているということだと思えますけど。民間の不動産業者と組んで、3月までにそういう空き家バンクを立ち上げたいような答弁がなされたと思いますけど。それについてですね、今現在、公営だけでも約650の空き家があるんです。吉田団地を除いてですね。そのほか町の個人の家が約450くらいあるんです。合わせたら約千所帯くらいの空き家があるんです。でですね、北九州市も困っているんです。八幡東区なんかは5軒に1軒くらい空いているんですね。それで坂のところはタダでやるちゅうても貰い手もないんですよ。で、水巻もだんだん、だんだんこれからそういう空き家が増えてくると思うんです。まあ役場の職員も調べていると思いますけど、自治体によっては1週間とか10日の体験居住ですね。その町の空き家に体験居住してもらおう。光熱費は体験した個人の負担でですね。そして実際そこで体験居住して、「あ、この町に住みたい」とかですね、見られるわけです。そういうことをですね、まあ、考えて欲しいと思いますけど、担当課長、答弁よろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員のご質問にお答えいたします。古賀議員がおっしゃっておられるのは多分1戸建ての空き家の体験というところでですね。これについては先日の議会答弁でもさせていただきましたように、空き家バンクの創設に向けて今いろいろ手続きを踏んでいるところでございます。その上で今後ですね、先進の市町村、そういったところの事例を確認しながら移住定住に向けた施策を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（白石雄二）

古賀議員。

7番（古賀信行）

3点目の、町民だれでも低料金で乗れるタウンバスについてですね。

もう他町は早くからやっぱりタウンバス、シャトルバスを立ち上げて、誰でも乗れるバスを運行しているわけです。遠賀郡だけじゃなくて全国的に、タウンバス、シャトルバスを運行している自治体がたくさんあります。中には前日その担当の部署に連絡すれば、その近くまで9人乗りくらいのワンボックスのバスで迎えに来る、そういう施策をしているところがあります。私は他の市町村の資料をもらってきています。そういう点で、これから高齢者が増える中で、やっぱりそういう誰でもこまめに、最低でも32区ある公民館の区ごと回れるようなタウンバス、シャトルバス。こういう点を運行すればかなりその地域の住民の方も助かると思います。そういう点ですね、タウンバス、シャトルバスの運行を強く要望しますが、現在運行している福祉バスや町が助成している、水巻駅を拠点とする市営バスのお金の合算に対して、シャトルバスを運行した場合の試算されたことはありますか、ありませんか。されたことなかったら結構です、答弁。

議長（白石雄二）

課長。

企画課長（増田浩司）

ご質問にお答えいたします。平成24年度になりますけれども、水巻町生活交通ネットワーク計画というものを策定した際に試算をしております。当時の金額にはなりますけれども、福祉バスをもし廃止をしてコミュニティバスを走らせるという場合についてなんですけれども、現状の南部循環線がおよそ1千500万円、福祉バスがおよそ1千万円の、合計2千500万円で運行している現状から、コミュニティバスを運行させることによりまして3千500万円必要になるというような試算が出ております。その中で1千万円の負担増というのが出ております。しかしこれにつきましても、かなり昔の試算等になりますので、町長の答弁にもありますように、来年度、水巻町の公共交通の在り方につきまして専門コンサル等の力を借りまして現状の調査・分析、それから問題の洗い出し等につきまして検討をする予定にしておりますので、その中でも各手法の導入経費と費用対効果とか、活用できます補助金の見直し等につきまして、総合的に検討したいというふうに思っております。以上です。

議長（白石雄二）

古賀議員。

7番（古賀信行）

私は、第3点目の、町民だれでも低料金で乗れるタウンバスについてですけど、これはただ

交通の便だけではなくて、やっぱり高齢者がいかに外に出歩くかですね。これが私は重要だと思えます。北九州市はそういう点では65歳以上の高齢者にはいろんな特典を与えています。それは、高齢者が家にいたら体を動かさんからどうしても病気にして病院や福祉施設に通わないけなくなるから、どうしてもそういう健康保険料や介護保険料の増加につながるからです。そういう点ですね、この高齢者がいかに外に出歩いてもらうかを町は考えていく必要があると思います。そういう点ではどんなふうに担当課長は考えておられますか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

担当課長では抽象的で答弁しにくいので、私から。

いずれにいたしましても、今、誰でも乗れる、低料金で乗れるタウンバスについては、遠賀とか岡垣とか、やはり各町の状況、地形、そういうものが加味されているわけです。それから西鉄バスが撤退したとか、そういう状況の中で、今、数年も、かなり経っていますけど、内容も聞いてみますと、乗る方が少ない、そして費用、経費もたくさんかかって、大変だと。見直しをしなくちゃいけないというような声も聞かれています。そういうことで、まあ確かに高齢者が外に出るために何をやっているんだということも、まあ福祉のほうでもいろんなかたちでやっておりますが、これからですね、今、増田課長が答弁いたしましたように、私が指示いたしましたして、今、商業施設等、いろんなものができて、水巻の体系も変わってきます。一度、専門家にこの水巻を見ていただいて、果たして本当に今、古賀議員が言われるようなタウンバスがいいのかどうなのかということを検証させていただいて、そのもとにおいてまた議会にさせていただいて、水巻の交通体系がどうあるべきかということ、もう一度議員の皆様と議論をして、方向性を持って進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

いいですか。

[「もう時間がないから。終わります。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。これもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後00時19分 散会